

平成29年第3回定例会（10月3日）

アウガ問題調査特別委員会
中間報告書

委員長 丸野 達夫

副委員長 山脇 智

目 次

1 特別委員会の設置	1
2 調査事項	1
3 調査権限	1
4 特別委員会の開催状況	2
5 特別委員会の会議内容	3
6 参 考 資 料		
(1) アウガ問題調査特別委員会 運営要領 (平成 29 年 7 月 31 日委員会決定)	17
(2) 上申書 (平成 29 年 8 月 4 日付 青森駅前再開発ビル株式会社)	20
(3) 記録提出請求に係る調査事項と出資との関連性について	22
(4) 地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づく事務の検査結果について	24
(5) 上申書 (平成 29 年 8 月 15 日付 青森駅前再開発ビル株式会社)	25
(6) アウガ問題調査特別委員会 記録提出状況一覧 (平成 29 年 9 月 19 日現在)	27

《中間報告》

1 特別委員会の設置

(1) 設置の経緯

平成 29 年第 1 回青森市議会定例会会期中の平成 29 年 3 月 21 日に「アウガ問題に関する調査特別委員会」が設置されたが、平成 29 年第 2 回青森市議会定例会開会日である 6 月 5 日に、同委員会から問題のある事実等が明らかになった事項とともに、事実の確認ができずに疑義が残る事項等が報告された。

続いて、平成 29 年第 1 回青森市議会臨時会会期中の 7 月 10 日に市民から提出された「アウガ問題のさらなる調査のための 100 条調査権を付与した特別委員会を早急に設置することを求める請願」は、翌 11 日に賛成多数で採択され、その後提出された「アウガ問題の調査に関する決議」が賛成多数で可決、いわゆる 100 条調査権を付与した「アウガ問題調査特別委員会」が同日に設置された。

(2) 委員会の定数

10 人

(3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	丸野達夫	委員	長谷川章悦
副委員長	山脇智	委員	藤原浩平
委員	中村美津緒	委員	仲谷良子
委員	木戸喜美男	委員	秋村光男
委員	里村誠悦	委員	赤木長義

2 調査事項

- (1) アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項
- (2) アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査

3 調査権限

地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項

4 特別委員会の開催状況

回数	開催日	協議等の内容
第1回	H29. 7. 11	1 委員長及び副委員長の互選
第2回	H29. 7. 31	1 アウガ問題調査特別委員会運営要領（案）について 2 調査事項について 3 記録の提出等について 4 その他
第3回	H29. 8. 9	1 記録の提出期限の延長について 2 調査事項と出資との関連性について 3 記録の提出について 4 その他
—	H29. 8. 10	地方自治法第98条第1項の規定に基づく事務の検査の実施
第4回	H29. 8. 16	1 事務の検査結果について 2 上申書について 3 記録の提出について 4 その他
第5回	H29. 8. 25	1 平成24年度青森市中心市街地活性化協議会議事録について 2 上申書への対応について 3 証人喚問について 4 記録の提出期限の延長について 5 記録の提出について 6 その他
第6回	H29. 8. 28	1 記録の提出について 2 証人喚問について 3 その他
第7回	H29. 9. 1	1 市から提出された記録について 2 これまで提出された記録について 3 顧問弁護士の選定について 4 その他
第8回	H29. 9. 8	1 記録の提出について 2 関係人に対する質問について 3 その他
第9回	H29. 9. 19	1 顧問弁護士の選定について 2 これまで提出された記録等について 3 中間報告について 4 その他

5 特別委員会の会議内容

■第1回（H29.7.11）

アウガ問題調査特別委員会組織会を開催し、正副委員長の互選を行い、委員長に丸野達夫委員を、副委員長に山脇智委員を互選した。

■第2回（H29.7.31）

アウガ問題調査特別委員会運営要領（案）について、調査事項について及び記録の提出等について協議し、同運営要領を決定するとともに、具体的な調査事項6項目の決定、及び地方自治法第100条第1項の規定に基づき記録の提出要求を、また、同法第98条第1項の規定に基づき、平成29年8月10日に事務の検査を行うことを決定した。

(1) アウガ問題調査特別委員会運営要領（案）について

アウガ問題調査特別委員会運営要領を決定した。

(2) 調査事項について

ア 「アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項」の具体的な調査事項として6項目を決定した。

- (ア) 「あおもり『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」
- (イ) 「ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項」
- (ウ) 「平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項」
- (エ) 「青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」
- (オ) 「青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項」
- (カ) 「青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していた『アウガ1階水の遊歩道工事①』、『アウガ1階水の遊歩道工事②』、『アウガ1階1-8区画ガールフレンド』に関する事項」

イ 「アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査」については、「アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項」の調査を進めていく中で、必要に応じて行うことを決定した。

(3) 記録の提出等について

地方自治法第100条第1項の規定に基づき青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対して、平成29年8月10日までに記録の提出を

請求することを、また、青森市長に対して、同法第 98 条第 1 項の規定に基づき事務の検査を平成 29 年 8 月 10 日に行うことを決定した。

ア 地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づく記録提出請求

記録の提出を求めた者	記録の提出期限	提出を求めた記録
青森駅前再開発ビル株式会社 代表清算人 鈴木 規央	平成 29 年 8 月 10 日	① 平成 24 年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業公募申請書 公募申請提出日 平成 24 年 2 月 23 日 ② 平成 24 年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金交付申請書 交付申請提出日 平成 24 年 7 月 18 日 ③ 平成 24 年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金に係る補助事業実績報告書 実績報告書提出日 平成 25 年 4 月 9 日 ④ 地階飲食店の出店に伴う工事の見積書 ⑤ 青森駅前再開発ビル株式会社が行った工事について市が調査した中で記載誤りのある契約書が合計 7 通確認された契約書 ⑥ 「アウガ 1 階水の遊歩道工事①、②」「アウガ 1 階 1 - 8 区画ガールフレンド」に関する工事の見積書

イ 地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づく事務の検査

- (ア) 検査対象先
青森市長
- (イ) 検査対象とする事務の名称
青森市「食」街道めぐり事業
- (ウ) 事務の検査日
平成 29 年 8 月 10 日

(4) その他

具体的な調査事項 6 項目について、関連がある項目をまとめることとし、次回、整理した調査項目を提出することとなった。

■第 3 回 (H29. 8. 9)

「アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項」の具体的な調査事項の 6 項目について、関連する事項を整理し 4 項目となったことを確認するとともに、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏から提出された上申書に対する対応及び記録の提出についての協議を行った。

● 4 項目に整理された具体的な調査事項

調査事項 1

あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項

調査事項 2

ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項

調査事項 3

平成 25 年 3 月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ 1 階水の遊歩道工事①」、「アウガ 1 階水の遊歩道工事②」、「アウガ 1 階 1－8 区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項

調査事項 4

青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項

(1) 記録の提出期限の延長について

地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対し請求した「平成 24 年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業公募申請書 公募申請提出日 平成 24 年 2 月 23 日」ほか 5 件の記録の提出期限を、平成 29 年 8 月 10 日から平成 29 年 8 月 30 日まで延長することを決定した。

(2) 調査事項と出資との関連性について

青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏から提出された上申書中、調査事項と出資との関連性について、委員長が作成した回答案をもとに協議した結果、委員長が作成した回答案のとおり回答することを決定した。

(3) 記録の提出について

地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対して、平成 29 年 9 月 11 日までに記録の提出を請求することを決定した。

ア 地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づく記録提出請求

記録の提出を求めた者	記録の提出期限	提出を求めた記録
青森駅前再開発ビル株式会社 代表清算人	平成 29 年 9 月 11 日	① 青森駅前再開発ビル株式会社内監業者一覧を示す書類 ② 青森駅前再開発ビル株式会社計算書

鈴木 規央		類（決算書一式）第 20 期、第 21 期、第 22 期 ③ 青森駅前再開発ビル株式会社平成 24 年度取締役会議事録
-------	--	--

(4) その他

ア 青森市に対して任意での資料要求

「平成 24 年度青森市中心市街地活性化協議会議事録」を青森市に対して任意で求めることを決定した。

提出期限 平成 29 年 8 月 21 日

■地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づく事務の検査の実施

○検査対象事務

青森市「食」街道めぐり事業

○検査日時

平成 29 年 8 月 10 日（木曜日）午後 1 時 30 分～午後 3 時 28 分

○検査委員

丸野達夫委員長、山脇智副委員長、中村美津緒委員、里村誠悦委員、藤原浩平委員、仲谷良子委員、秋村光男委員の 7 名

■第 4 回（H29. 8. 16）

平成 29 年 8 月 10 日に実施した事務の検査結果、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏から提出された上申書への対応及び記録の提出についての協議を行った。

(1) 事務の検査結果について

ア 指摘事項

青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている関係書類のうち、③補助事業の成果を証する書類の施設整備費書類一式の 1 階「スイーツコーナー」の「工事業者決定について」の書類に工事業者を決定した日付が記載されていなかった。

市が青森市「食」街道めぐり事業補助金の交付額を確定する際、当該書類に工事業者を決定した日付を記載するよう同社を指導し、補正させるべきであった。

(2) 上申書について

青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏から提出された上申書への対応について、慎重に協議する必要があることから、会派持ち帰り協議とした上で、再度本委員会でも協議することを決定した。

(3) 記録の提出について

地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏に対して平成 29 年 8 月 28 日までに、また、青森市長に対して平成 29 年 8 月 25 日までに記録の提出を請求することを決定した。

ア 地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づく記録提出請求

記録の提出を求めた者	記録の提出期限	提出を求めた記録
有限会社沼田建設 代表取締役 沼田 智光	平成 29 年 8 月 28 日	① 平成 24 年 7 月 25 日「アウガ 1 階『スイーツコーナー』工事」の工事請負契約書（請負金額 7,200,000 円） ② 平成 24 年 7 月 25 日「アウガ 1 階『スイーツコーナー』工事」の工事請負契約仕様書に記載されている「甲」指定の申請書に作業時間、技術者等作業員の人数・名前等必要事項を記入した書類一式 ③ 平成 24 年 12 月 3 日「アウガ地階『食の街道めぐり・テナント新設工事』」の工事請負契約書（請負金額 16,999,500 円） ④ 平成 24 年 6 月 27 日「アウガ地階『区画整備・テナント新設工事他』」の工事請負契約書（請負金額 8,400,000 円） ⑤ 平成 24 年 6 月 27 日「アウガ地階『区画整備・テナント新設工事他』」の見積書（見積金額 8,400,000 円） ⑥ 平成 25 年 3 月 5 日「アウガ地階郷土料理店『りんご箱』新設工事」の工事請負契約書（請負金額 19,998,090 円） ⑦ 平成 25 年 3 月 5 日「アウガ地階郷土料理店『りんご箱』新設工事」の見積書（見積金額 19,998,090 円） ⑧ 平成 24 年 4 月 23 日「アウガ 1 階『水の遊歩道』工事①」の工事請負契約書（請負金額 1,680,000 円） ⑨ 平成 24 年 4 月 23 日「アウガ 1 階『水の遊歩道』工事①」の見積書（見積金額 1,680,000 円） ⑩ 平成 24 年 4 月 23 日「アウガ 1 階『水の遊歩道』工事②」の工事請負契約書（請負金額 2,971,500 円） ⑪ 平成 24 年 4 月 23 日「アウガ 1 階『水の遊歩道』工事②」の見積書（見積金額 2,971,500 円） ⑫ 平成 24 年 6 月 27 日「アウガ 1 階 1－8 区画ガールフレンド『新規テナント』増設工事」の工事請負契約書（請

		負金額 8,820,000 円) ⑬ 平成 24 年 6 月 27 日「アウガ 1 階 1 ー 8 区画ガールフレンド『新規テナン ト』増設工事」の見積書（見積金額 8,820,000 円）
青森市長 小野寺 晃彦	平成 29 年 8 月 25 日	① 青森市「食」街道めぐり事業補助金 交付申請書 ② 青森市「食」街道めぐり事業補助金 完了実績報告書 ③ 株式会社 B S M モニタリング資料 平成 23 年度・平成 24 年度・平成 25 年 度

(4) その他

地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、元青森駅前再開発ビル株式会社経理担当職員及び常務取締役、並びに有限会社沼田建設の主任技術者の 3 名を証人として出頭を求める方向性を確認し、証言を求める内容を期限までに提出することとなった。

■第 5 回 (H29. 8. 25)

平成 24 年度青森市中心市街地活性化協議会議事録、上申書への対応、証人喚問、記録の提出期限の延長及び記録の提出について協議を行った。

(1) 平成 24 年度青森市中心市街地活性化協議会議事録について

平成 29 年 8 月 9 日付で市長に対し任意で求めた資料「平成 24 年度青森市中心市街地活性化協議会議事録」について、その内容を審査した。

(2) 上申書への対応について

青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏から提出された上申書への対応について協議を行った。

ア 調査事項と出資とのより具体的な関連性について

新政無所属の会会派から提出された具体的な回答文案をもとに、各委員から出された意見を踏まえ、原案を作成することとなった。

イ 法律の専門家等の助言について

全会派の意見が弁護士等専門家の助言は必要であるとのことから、今後契約する弁護士から助言をいただき回答文の最終案を作成し、協議することとなった。

弁護士の選定については、各会派から候補者を推薦していただくこととなった。

ウ 記録の提出期限の再延長について

全会派の意見が記録の提出期限の再延長は必要であるとのことから、平

成 29 年 8 月 30 日まで延長した「平成 24 年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業公募申請書」ほか 5 件の記録の提出期限を平成 29 年 10 月 31 日まで再延長することを決定した。

また、平成 29 年 9 月 11 日までに提出を求めている「青森駅前再開発ビル株式会社内監業者一覧を示す書類」ほか 2 件の記録の提出期限を、平成 29 年 10 月 31 日まで延長することを決定した。

(3) 証人喚問について

8 月 16 日に開催した本委員会において、元青森駅前再開発ビル株式会社の経理担当職員及び常務取締役並びに有限会社沼田建設の主任技術者の 3 名を証人として出頭を求める方向性が確認されていたが、今後、弁護士からの助言を仰ぐことが決定されたことから、証人喚問についても、弁護士との法律顧問契約を締結した後に進めることに決定した。

(4) 記録の提出期限の延長について

有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏に対し、平成 24 年 7 月 25 日「アウガ 1 階『スイーツコーナー』工事」の工事の請負契約書（請負金額 7,200,000 円）外 12 件の記録の提出を 8 月 28 日までに求めることを決定し、8 月 17 日付で議長名により文書を送付したが、同社代表取締役から記録の提出期限を平成 29 年 10 月 5 日以降に延長を求める上申書が提出されたため、記録の提出期限の延長について協議した結果、正当な理由があると認められないことから、記録の提出期限の延長をしないことに決定した。

(5) 記録の提出について

地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき株式会社カクヒロ船場代表取締役社長松田隆氏に対して、平成 29 年 9 月 4 日までに記録の提出を請求することを決定した。

ア 地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づく記録提出請求

記録の提出を求めた者	記録の提出期限	提出を求めた記録
株式会社カクヒロ船場 代表取締役社長 松田 隆	平成 29 年 9 月 4 日	① 請負代金 14,800,000 円ガールフレンドアウガ店内内装工事に係る見積書 ② 請負代金 14,800,000 円ガールフレンドアウガ店内内装工事に係る工事請負契約書 ③ 請負代金 14,800,000 円ガールフレンドアウガ店内内装工事に係る工程表

■第6回 (H29. 8. 28)

記録の提出及び証人喚問について協議を行った。

(1) 記録の提出について

地方自治法第100条第1項の規定に基づきエス・アイ・アール建築計画事務所代表木村精郎氏に対して、平成29年9月8日までに記録の提出を請求することを決定した。

ア 地方自治法第100条第1項の規定に基づく記録提出請求

記録の提出を求めた者	記録の提出期限	提出を求めた記録
エス・アイ・アール建築計画事務所 代表 木村 精郎	平成29年9月8日	① 青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている「見積依頼における仕様書について」の文書のうち、見積依頼における仕様書 ② 青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている「見積依頼における仕様書について」の文書のうち、見積依頼に使用した設計図面 ③ 青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている「見積依頼における仕様書について」の文書のうち、見積依頼に使用した別紙平面図

(2) 証人喚問について

具体的調査事項である、「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事」の見積もり合わせにかかわった2名を証人として出頭を求める方針を決定した。

■第7回 (H29. 9. 1)

市から提出された記録、これまで提出された記録及び顧問弁護士の選定について協議を行った。

(1) 市から提出された記録について

平成29年8月25日に市から提出された青森市「食」街道めぐり事業補助金交付申請書、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書、株式会社BSMモニタリング資料平成23年度・平成24年度・平成25年度について、新政無所属の会会派の中村美津緒委員が質疑を行った。

(2) これまで提出された記録について

平成24年7月25日「アウガ1階『スイーツコーナー』工事」の工事請

負契約書（請負金額 7,200,000 円）ほか 12 件の記録が提出されていることから、これらの記録を閲覧した結果を踏まえ、各委員から新たに問題のある事実等が明らかになった事項や疑義のある事項などの意見が出された。

なお、各委員から出された意見をもとに、有限会社沼田建設に対して文書で質問を行うこととなった。

(3) 顧問弁護士の選定について

顧問弁護士の推薦については、新政無所属の会会派及び自由民主党会派から 1 名ずつ、計 2 名の推薦があり、今後、事務局から見積書及び経歴書等業務実績のわかる書類の提出を依頼し、選定作業を進めることを決定した。

また、「平成 29 年度アウガ問題調査特別委員会 法律顧問業務仕様書（案）」についても同仕様書の内容で決定した。

■ 第 8 回（H29.9.8）

記録の提出及び関係者に対する質問についての協議を行った。

(1) 記録の提出について

地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき株式会社森の風工房代表取締役藤本淳氏、ムラヤマ建設工業株式会社代表取締役村山公之氏、有限会社アクティブワークス代表取締役川田清明氏、株式会社ジャパングリエイティブ代表取締役平澤新一氏、株式会社東北博報堂青森支社支社長細谷宗生氏及び杉田浩青森市代表監査委員に対して、平成 29 年 9 月 19 日までに記録の提出を請求することを決定した。

ア 地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づく記録提出請求

記録の提出を求めた者	記録の提出期限	提出を求めた記録
株式会社森の風工房 代表取締役 藤本 淳	平成 29 年 9 月 19 日	① 平成 24 年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「アウガビル 1 階スイーツコーナー工事」の見積書 ② 平成 24 年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「地下 1 階西通りテナントあおもり食街道」の見積書
ムラヤマ建設工業株式会社 代表取締役 村山 公之	平成 29 年 9 月 19 日	① 平成 24 年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「1 階テナントスイーツコーナー新設工事」の見積書 ② 平成 24 年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事

		業に係る「地下テナントフードコート新設工事」の見積書
有限会社アクティブワークス 代表取締役 川田 清明	平成29年9月19日	① 平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業におけるアウガ地下1階「あおもり食街道」イベント・チラシ・CMの見積書 ② 平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業において、放送会社に対してテレビCM放送料として支払いをしたことを示す書類
株式会社ジャパンクリエティブ 代表取締役 平澤 新一	平成29年9月19日	① 平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業におけるアウガ地下1階「あおもり食街道」イベント・チラシ・CMの見積書
株式会社東北博報堂 青森支社 支社長 細谷 宗生	平成29年9月19日	① 平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業におけるアウガ地下1階「あおもり食街道」イベント・チラシ・CMの見積書
青森市代表監査委員 杉田 浩	平成29年9月19日	① 平成24年度、平成27年度 財政援助団体等監査資料 青森駅前再開発ビル株式会社

(2) 関係人に対する質問について

去る9月1日に開催した本委員会において、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏から提出された記録に関し、各委員からいくつか疑義が出され、このことについて、同社代表取締役に文書で質問を行うこととしたため、事務局において取りまとめた4項目の質問書案について協議した結果、事務局案が取りまとめた質問書案とすることとし、回答希望期限を9月29日までとし、任意で回答を求めることを決定した。

また、具体的調査事項「ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項」に関して、関係人に対して任意で質問を行うことを決定した。

(3) その他

ア 青森市「食」街道めぐり事業における工事の事前着工について

地方自治法第100条第1項の規定に基づく記録の提出請求により、青森駅前再開発ビル株式会社が青森市に提出した「青森市『食』街道めぐり事業補助金完了実績報告書」に添付されている「アウガ1階『スイーツコーナー』完成工事」の工事請負契約書と、有限会社沼田建設から提出された「アウガ1階『スイーツコーナー』完成工事」の工事請負契約書を調査し

た結果、青森駅前再開発ビル株式会社が青森市に提出した工事請負契約書では、契約日が平成 24 年 7 月 25 日、工期が平成 24 年 7 月 25 日から平成 24 年 7 月 28 日までとなっていたが、有限会社沼田建設から提出された工事請負契約書では、契約日が平成 24 年 6 月 27 日、工期が平成 24 年 7 月 2 日から平成 24 年 7 月 28 日までとなっていた。

また、同法第 100 条第 1 項の規定に基づく記録の提出請求により、有限会社沼田建設の下請会社である株式会社カクヒロ船場から提出された「見積書 アウガ B 1 F・1 F 各テナント新装工事一式合計金額 14,800,000 円」ほか 2 件の記録を調査した結果、当該工事の工期が平成 24 年 7 月 2 日からであることがわかった。

以上のことから、本委員会は、青森市「食」街道めぐり事業において、当該事業の補助金交付決定日である平成 24 年 7 月 24 日以前に工事の事前着工があったと判断せざるを得ないことを同意した。

イ 証人喚問の方針取りやめについて

去る 8 月 16 日に開催した本委員会において、証人喚問を行う方針で確認していた有限会社沼田建設の主任技術者については、青森市「食」街道めぐり事業において、交付決定の前に工事の事前着工があったと判断せざるを得ないことを同意したことから、これを取りやめることとした。

■第 9 回 (H29. 9. 19)

顧問弁護士の選定、これまで提出された記録等及び中間報告についての協議を行った。

(1) 顧問弁護士の選定について

本委員会の顧問弁護士の選定については、見積金額及び業務実績等を総合的に判断し決定したいとの委員長からの説明の後、各委員から選定する弁護士名とその理由を述べていただいた結果、竹中孝弁護士を本委員会の顧問弁護士として選定し、業務委託契約を締結していくことを決定した。

(2) これまで提出された記録等について

平成 29 年 9 月 8 日以降に提出された記録は、エス・アイ・アール建築計画事務所、ムラヤマ建設工業株式会社、有限会社アクティブワークス及び青森市代表監査委員の 4 者からあり、また、株式会社ジャパングリエイティブ、株式会社森の風工房及び株式会社東北博報堂青森支社の 3 者からは、記録が提出できない旨の文書が提出された。さらに、本委員会からの質問に対する回答が関係人からあり、これらの記録等を閲覧した結果を踏まえ、各委員から意見等が出され、本委員会として下記のとおり決定した。

ア 未提出の記録について

(ア) エス・アイ・アール建築計画事務所

エス・アイ・アール建築計画事務所から、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている「見積依頼における仕様書について」の文書のうち、見積依頼における仕様書の提出がなかったが、その理由としては、青森駅前再開発ビル株式会社とは一切打ち合わせを行っていないためであるとのことであった。しかし、青森駅前再開発ビル株式会社では、当該建築計画事務所と打ち合わせをしたとなっており、両者の主張が違っているが、本委員会としては、当該建築計画事務所が見積依頼における仕様書を提出できなかった理由を認めることとした。

(イ) 株式会社森の風工房

株式会社森の風工房から、平成 24 年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「アウガ 1 階スイーツコーナー工事」の見積書及び平成 24 年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「地下 1 階西通りテナントあおもり食街道」の見積書の提出がなかったが、その理由としては、当事者ではないことから、当該見積書について保有していないとのことであった。本委員会としては、株式会社森の風工房は当時の会社とは別の法人格であることから、当該会社が見積書を提出できなかった理由を認めることとした。

(ウ) 株式会社ジャパングリエイティブ及び株式会社東北博報堂青森支社

株式会社ジャパングリエイティブ及び株式会社東北博報堂青森支社から、平成 24 年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道情報発信事業におけるアウガ地下 1 階「あおもり食街道」イベント・チラシ・CM の見積書の提出がなかったが、その理由としては、「青森駅前再開発ビル株式会社からの見積依頼がない為」、「その様な見積もり提出した記憶は無い」とのことであった。しかし、青森駅前再開発ビル株式会社が青森市に提出した青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書には、当該見積書が添付されていることから新たな疑問が残るが、本委員会としては、両社が当該見積書を提出できなかった理由を認めることとした。

イ 青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書について

具体的調査事項 1 の「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」の調査の結果、「アウガ 1 階『スイーツコーナー』完成工事」にお

いて日付の違う 2 種類の工事請負契約書の存在が明らかになったことから、本委員会としては、この件に関して市に対し調査、確認するよう求めることとした。

ウ ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設について

これまでの経済部の答弁では、スプリンクラー工事が行われなかったとはいえないとされているが、さきのアウガ問題に関する調査特別委員会での消防本部及び建築指導課からの回答に加え、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づく記録の提出請求により株式会社カクヒロ船場から提出された工程表と、スプリンクラーの点検業者に対し任意で行った質問に対する回答により、スプリンクラー工事が行われなかった可能性が極めて高いと判断した。

(3) 中間報告について

アウガ問題調査特別委員会中間報告書（案）については、平成 29 年 9 月 8 日までの内容に、本日の委員会の審査内容も追加することとし、その内容は、正副委員長に一任することで決定した。

(4) その他

ア 証人喚問について

証人喚問については、まずは文書による質問を行い、それでもなお疑義が残る場合は、参考人招致あるいは証人喚問を行うが、本委員会としては、できるだけ参考人招致を活用していくことが確認された。

6 参考資料

- | | | |
|---|-----|----|
| (1) アウガ問題調査特別委員会 運営要領（平成 29 年 7 月 31 日委員会決定） | ・・・ | 17 |
| (2) 上申書（平成 29 年 8 月 4 日付 青森駅前再開発ビル株式会社） | ・・・ | 20 |
| (3) 記録提出請求に係る調査事項と出資との関連性について | ・・・ | 22 |
| (4) 地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づく事務の検査結果について | ・・・ | 24 |
| (5) 上申書（平成 29 年 8 月 15 日付 青森駅前再開発ビル株式会社） | ・・・ | 25 |
| (6) アウガ問題調査特別委員会 記録提出状況一覧（平成 29 年 9 月 19 日現在） | ・・・ | 27 |

アウガ問題調査特別委員会 運営要領

平成 29 年 7 月 31 日委員会決定

1 調査事項

- (1) アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項
- (2) アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査

2 調査権限

地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項

3 調査期限

調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

4 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、100 万円以内とする。

5 開催場所

議事堂第 3・4 委員会室

6 委員会の基本的な運営

- (1) 委員会の会議は原則公開とする。ただし、委員長は傍聴人の数その他必要な制限をすることがある。また、委員長は必要であると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることがある。
- (2) 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。
- (3) 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

7 記録の提出（地方自治法第 100 条第 1 項に基づくもの）

- (1) 記録の提出については、委員会で協議し決定する。
- (2) 委員会が記録の提出を決定した場合、委員長は議長に対し、文書により記録提出要求の申し出を行う。
- (3) 委員長から記録提出要求の申し出があった場合、議長は提出者に対し、文書により少なくとも提出期限の 1 週間前までに記録提出を請求する。
- (4) 提出された記録の保管に当たっては、施錠した中で保管し、記録の閲覧は委員のみに限定し、委員長の指示した場所でのみ閲覧を認める。なお、記録の複写は認めないこととする。

8 資料の要求（地方自治法第100条第1項に基づかないもの）

委員会は、執行機関等に対し資料の写しの交付を求める場合、原則として議長を経て行うものとする。

9 証人の出頭

- (1) 証人の出頭については、委員会で協議し決定する。
- (2) 委員会が証人の出頭を決定した場合、委員長は議長に対し、文書により証人出頭要求の申し出を行う。
- (3) 委員長から証人出頭要求の申し出があった場合、議長は証人に対し、文書により少なくとも証人喚問の日の1週間前までに証人出頭を請求する。
- (4) 証人の補佐人（弁護士等）同伴の申し出がある場合、証人は補佐人同伴願を提出し、委員会の許可を得ることとする。ただし、補佐人は証人1人につき1人とする。

なお、補佐人は委員会において発言できず、費用弁償支給の対象外とする。

10 証人の尋問

- (1) 委員会における証人尋問は、真実を述べてもらい、そのことによって有益な結論を得るための手段であるため、各委員は証人の人権の尊重及び環境に配慮し、人権を阻害するような言動は厳に慎むものとする。
- (2) 証人が宣誓の際、開催場所に出席している全員が起立する。
- (3) 証人は宣誓後、宣誓書に署名、捺印する。
- (4) 尋問は、委員長（主尋問者）がまず共通事項について尋問を行い、その後他の委員が個別の質問（補足尋問）をすることができる。
- (5) 委員長による共通事項の尋問については、委員から委員長へ提出される尋問通告書をもとに、委員会で協議し決定する。
- (6) 尋問の時間は、1人につき概ね1時間とする。ただし、必要に応じ委員会の決定により延長できるものとする。
- (7) 証人は、メモ等の資料に基づいて証言を行うことはできないが、委員会の許可を受けたときはこの限りでない。
- (8) 証人は、証人の補佐人に相談したいときは、委員長の許可を必要とする。その際の補佐人の助言は、口頭によることを原則とする。また、補佐人の席は、証人の後方の席とする。
- (9) 委員は、民事訴訟法等の尋問に関する事項を了知する。

11 参考人の招致

- (1) 委員会においては、必要に応じ参考人制度を活用する。
- (2) 参考人招致の際の傍聴の取り扱いについては、別途、委員会で協議し決定する。

12 一般傍聴者への対応

- (1) 青森市議会傍聴規則を準用し、傍聴券の交付を受けた者が、委員会を傍聴することができる。
- (2) 委員会に配付した資料の一般傍聴者への配付については、その都度正副委員長で協議し決定する。

13 報道関係者への対応

- (1) テレビ、写真等の撮影や録音については、委員長の許可を得た場合のみ可能とする。
- (2) 委員会に配付した資料の報道関係者への配付については、その都度正副委員長で協議し決定する。

14 委員外議員の傍聴

- (1) 秘密会においても傍聴を認めることとする。
- (2) 秘密会を傍聴した委員外議員については、青森市議会会議規則第 49 条第 2 項の適用を受ける。

15 その他

- (1) 委員会の開催周知については、市議会ホームページ等で行う。
- (2) 委員会の会議概要（記録）は全文反訳をもとに作成し、市議会ホームページで公開する。



上 申 書

平成29年8月4日

青森市議会議長 大 矢 保 様

青森駅前再開発ビル株式会社
代表清算人 鈴木 規 夫

貴議会から、当社に対し、平成29年8月1日付けで3通の記録提出の請求書（青市議事調第156号、同157号及び同158号）が送付されました（以下「本請求書」といいます。）。当職としては、貴議会の調査を尊重し、可能な限り協力したいと考えておりますが、当社は、現在、経理を担当する従業員が1名いるだけであり、貴議会が請求する書面について管理している者がいないため、記録の所在を探すのに時間を要します。そこで、記録の提出を請求する場合には、請求後1か月間以上の提出期間を設けることを希望します。

また、本請求書によると、調査事項は、(1)「アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項（あおり「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項）」（青市議事調第156号）、(2)「アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項（平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項）」（青市議事調第157号）及び(3)「アウガ問題に関する特別調査委員会で疑義の残った事項（あおり「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していた「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1-8区画ガールフレンド」に関する事項）」（青市議



事調第158号)とされています。

地方自治法第100条第1項の調査事項は「普通公共団体の事務」とされており、第三セクターの活動について調査する場合には「その出資に関する事件の調査のために必要な限度においては、調査権の発動は可能である。」とされています(行政実例 昭和36年11月27日)。

当社が貴議会の請求に応じることで、関係者から訴えられる可能性がありますので、当職としては、法律に則り慎重に対応したいと考えております。そこで、本請求書の調査事項と出資との関連性について、記録の提出に先立ちご回答ください。

宜しくお願い致します。

以上

記録提出請求に係る調査事項と出資との関連性について

【アウガの誕生】

「フェスティバルシティ アウガ」は、市の玄関口である駅前の町づくりのため青森市等が出資して、地階に新鮮市場、1階から4階までに商業テナント、4階の一部から8階までに図書館や男女共同参画プラザなどの市の公共施設が配置され、平成13年1月にオープンしました。

【青森駅前再開発ビル株式会社の設立と支援】

「青森駅前再開発ビル株式会社」は、アウガを管理運営する管理主体として設立されましたが、同社は、多額の長期借入金から生じる利息負担のほか、長引く景気低迷などを背景に、売上が伸び悩むなど、平成13年のアウガのオープン当初から厳しい経営状況が続きました。

青森市は、市民共有の財産であり本市の中心市街地活性化に必要不可欠な施設という役割を担うアウガを存続させるべく、平成20年2月と5月に金融機関の債権を市が取得することによる支払利息の低減を実施するなど公金を投入し、経営改善に向けた様々な支援を行ってきました。

【青森市議会でのこれまでの議論】

青森市がこれまで同社に行ってきた、こうした各種支援策については、青森市議会でも多くの時間を割いて議論してまいりました。

とりわけ、同社への2億円の緊急融資にかかわる議案を審議した平成21年第2回青森市議会臨時会においては、2日間にわたり11人の議員が質疑を行い、全会一致で議案を可決したという経緯があります。

【青森駅前再開発ビル株式会社の整理】

しかしながら、同社は平成27年度決算において、約23億9,000万円の債務超過となったこと等を踏まえ、平成29年3月に解散し、特別清算により整理するために、青森市は約17億5,000万円を限度に債権を放棄せざるを得ない状況となっております。

【議会の責務】

さきにも述べてきたとおり、青森駅前再開発ビル株式会社には、青森市の中心市街地活性化に必要不可欠な施設として多額の公金が投入されてきましたが、青森市議会は、関係する議案の議決に対する市民への説明責任があります。

また、青森市民の税金を原資とした同社に対する債権を放棄せざるを得ない

状況にある中、青森市議会が、同社の活動が出資等の目的に沿うように行われ、効果をあげてきたかどうかを調査することは、二元代表制の下、執行機関を監視し、評価する市民を代表する議決機関の責務であるものと考えております。

【アウガ問題調査特別委員会の設置】

こうしたことから、平成29年第1回青森市議会定例会会期中の3月21日に「アウガ問題に関する調査特別委員会」が設置されましたが、平成29年第2回青森市議会定例会開会日である6月5日に、同委員会から問題のある事実等が明らかになった事項とともに、事実の確認ができずに疑義が残る事項等が報告されました。

続いて平成29年第1回青森市議会臨時会会期中の7月10日に市民から提出された「アウガ問題のさらなる調査のための100条調査権を付与した特別委員会を早急に設置することを求める請願」は、翌11日に賛成多数で採択され、その後提出された「アウガ問題の調査に関する決議」が賛成多数で可決、100条調査権を付与した「アウガ問題調査特別委員会」が同日に設置されました。

【アウガ問題調査特別委員会における記録提出請求】

このたび、「アウガ問題調査特別委員会」では、「アウガ問題に関する調査特別委員会」で疑義の残った事項等の調査を進めることとなりました。

今回の記録は、同社の活動が出資等の目的に沿うように行われていたか等を調査する上で必要なものであり、同社の個別の取引行為ではあるものの、その原資には公金が含まれていることから、今般、地方自治法第100条第1項の規定により記録の提出を求めたところであります。

貴職におかれましては、本委員会設置の経緯等を御承知おきいただき、調査への御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

地方自治法第98条第1項の規定に基づく事務の検査結果について

1. 検査対象事務

青森市「食」街道めぐり事業

2. 検閲した書類

- (1) 青森市「食」街道めぐり事業に係る支出命令書
- (2) 青森市「食」街道めぐり事業補助金交付額確定通知書
- (3) 青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書
- (4) 青森市「食」街道めぐり事業に係る支出負担行為書
- (5) 青森市「食」街道めぐり事業補助金交付決定通知書
- (6) 青森市「食」街道めぐり事業補助金交付申請書

2. 検査日時

平成29年8月10日(木) 午後1時30分～午後3時28分

3. 検査委員

丸野達夫委員長、山脇智副委員長、中村美津緒委員、里村誠悦委員
藤原浩平委員、仲谷良子委員、秋村光男委員の7名

4. 指摘事項

青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている関係書類のうち、③補助事業の成果を証する書類の施設整備費書類一式の1階「スイーツコーナー」の「工事業者決定について」の書類に工事業者を決定した日付が記載されていなかった。

市が青森市「食」街道めぐり事業補助金の交付額を確定する際、当該書類に工事業者を決定した日付を記載するよう同社を指導し、補正させるべきであった。



上 申 書

平成29年8月15日

青森市議会議長 大 矢 保 様

青森駅前再開発ビル株式会社
代表清算人 鈴木 規 央

当職は、貴議会から、平成29年8月9日付けで「記録提出請求に係る調査事項と出資との関連性について」（青市議事調第165号）と題する書面（以下「回答書」といいます。）を受領しました。

回答書によりますと、青森市は青森駅前再開発ビル株式会社（以下「当社」といいます。）に対し出資したのであるからすべての事項について調査できると貴議会はお考えのようです。

しかし、行政実例昭和36年11月27日における「その出資に関する事件の調査のために必要な限度」とは、地方公共団体が当該企業に出資していれば当該企業のすべての活動について調査できることを意味しているのではなく、特定の出資に関する事件の調査に限定していると解釈されています（地方議会研究会編著「議員・職員のための議会運営の実際9」30頁～31頁参照）。そこで、当職は、この点について、平成29年8月4日付け上申書にて貴議会にお尋ねした次第です。

貴議会から開示を請求された書類には、青森県の補助金事業に関する資料も含まれており、これが青森市からの出資とどのような関連性があるのか不明です。貴議会が開示請求した書類には、当社が当該相手との間で守秘義務契約を締結したものもありますので、当職としては当該相手からの損害賠償請求を回避するためにも貴議会の請求が地方自治法第100条第1項の要件を満たしているのか慎重に判断したいと考えている次第です。

そこで、当職は改めて貴議会に対し、青森市からのどの出資とどのような関連を有する事項について調査するのか、説明を求めます。

なお、貴議会は、当職に対し、平成29年8月9日付け「記録提出期限の延長について」（青市議事調第164号）において、「正当な理由がないのに議会に記録を提出されないときは、地方自治法第100条第3項の規定により6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処せられます」と記載しておりますが、地方自治法第100条第1項・第3項に該当しないにも関わらず告訴することは、虚偽告訴罪（刑法第172条）に該当し得る可能性があります。当職は、時間をかけて文献等を調査し、検討した上で貴議会に回答しております。つきましては、貴議会も、法律の専門家の意見を参考にする等、慎重にご検討下さいますようお願い



願いたします。

大変恐縮ですが、貴議会が指定した回答期限が平成29年8月31日となっておりますので、本上申書に対する回答は、平成29年8月22日までをお願いいたします。

以 上

アウガ問題調査特別委員会 記録提出状況一覧(平成29年9月19日現在)

番号	要求先	件名(記録の名称等)	提出期限	提出日
1	青森駅前再開発ビル株式会社 代表清算人 鈴木 規央	平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援 事業公募申請書 公募申請提出日 平成24年2月23 日	10月31日	
2	青森駅前再開発ビル株式会社 代表清算人 鈴木 規央	平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援 事業補助金交付申請書 交付申請提出日 平成24 年7月18日	10月31日	
3	青森駅前再開発ビル株式会社 代表清算人 鈴木 規央	平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援 事業補助金に係る補助事業実績報告書 実績報告 書提出日 平成25年4月9日	10月31日	
4	青森駅前再開発ビル株式会社 代表清算人 鈴木 規央	地階飲食店の出店に伴う工事の見積書	10月31日	
5	青森駅前再開発ビル株式会社 代表清算人 鈴木 規央	青森駅前再開発ビル株式会社が行った工事につ いて市が調査した中で記載誤りのある契約書が合計7 通確認された契約書	10月31日	
6	青森駅前再開発ビル株式会社 代表清算人 鈴木 規央	「アウガ1階水の遊歩道工事①、②」「アウガ1階1 -8区画ガールフレンド」に関する工事の見積書	10月31日	
7	青森駅前再開発ビル株式会社 代表清算人 鈴木 規央	青森駅前再開発ビル株式会社内監業者一覧を示す 書類	10月31日	
8	青森駅前再開発ビル株式会社 代表清算人 鈴木 規央	青森駅前再開発ビル株式会社計算書類(決算書一 式)第20期、第21期、第22期	10月31日	
9	青森駅前再開発ビル株式会社 代表清算人 鈴木 規央	青森駅前再開発ビル株式会社平成24年度取締役会 議事録	10月31日	
10	有限会社沼田建設 代表取締役 沼田 智光	平成24年7月25日「アウガ1階『スイーツコーナー』工 事」の工事請負契約書(請負金額7,200,000円)	8月28日	8月28日
11	有限会社沼田建設 代表取締役 沼田 智光	平成24年7月25日「アウガ1階『スイーツコーナー』工 事」の工事請負契約仕様書に記載されている「甲」指 定の申請書に作業時間、技術者等作業員の人数・ 名前等必要事項を記入した書類一式	8月28日	未提出 (不存在)
12	有限会社沼田建設 代表取締役 沼田 智光	平成24年12月3日「アウガ地階『食の街道めぐり・テ ナント新設工事』」の工事請負契約書(請負金額 16,999,500円)	8月28日	8月28日
13	有限会社沼田建設 代表取締役 沼田 智光	平成24年6月27日「アウガ地階『区画整備・テナント 新設工事他』」の工事請負契約書 (請負金額8,400,000円)	8月28日	8月28日
14	有限会社沼田建設 代表取締役 沼田 智光	平成24年6月27日「アウガ地階『区画整備・テナント 新設工事他』」の見積書(見積金額8,400,000円)	8月28日	未提出 (不存在)

アウガ問題調査特別委員会 記録提出状況一覧(平成29年9月19日現在)

番号	要求先	件名(記録の名称等)	提出期限	提出日
15	有限会社沼田建設 代表取締役 沼田 智光	平成25年3月5日「アウガ地階郷土料理店『りんご箱』新設工事」の工事請負契約書(請負金額19,998,090円)	8月28日	8月28日
16	有限会社沼田建設 代表取締役 沼田 智光	平成25年3月5日「アウガ地階郷土料理店『りんご箱』新設工事」の見積書(見積金額19,998,090円)	8月28日	未提出 (不存在)
17	有限会社沼田建設 代表取締役 沼田 智光	平成24年4月23日「アウガ1階『水の遊歩道』工事①」の工事請負契約書(請負金額1,680,000円)	8月28日	8月28日
18	有限会社沼田建設 代表取締役 沼田 智光	平成24年4月23日「アウガ1階『水の遊歩道』工事①」の見積書(見積金額1,680,000円)	8月28日	未提出 (不存在)
19	有限会社沼田建設 代表取締役 沼田 智光	平成24年4月23日「アウガ1階『水の遊歩道』工事②」の工事請負契約書(請負金額2,971,500円)	8月28日	8月28日
20	有限会社沼田建設 代表取締役 沼田 智光	平成24年4月23日「アウガ1階『水の遊歩道』工事②」の見積書(見積金額2,971,500円)	8月28日	未提出 (不存在)
21	有限会社沼田建設 代表取締役 沼田 智光	平成24年6月27日「アウガ1階1-8区画ガールフレンド『新規テナント』増設工事」の工事請負契約書(請負金額8,820,000円)	8月28日	8月28日
22	有限会社沼田建設 代表取締役 沼田 智光	平成24年6月27日「アウガ1階1-8区画ガールフレンド『新規テナント』増設工事」の見積書(見積金額8,820,000円)	8月28日	未提出 (不存在)
23	青森市長 小野寺 晃彦	青森市「食」街道めぐり事業補助金交付申請書	8月25日	8月25日
24	青森市長 小野寺 晃彦	青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書	8月25日	8月25日
25	青森市長 小野寺 晃彦	株式会社BSMモニタリング資料 平成23年度・平成24年度・平成25年度	8月25日	8月25日
26	株式会社カクヒ口船場 代表取締役社長 松田 隆	請負代金14,800,000円ガールフレンドアウガ店内内装工事に係る見積書	9月4日	8月31日
27	株式会社カクヒ口船場 代表取締役社長 松田 隆	請負代金14,800,000円ガールフレンドアウガ店内内装工事に係る工事請負契約書	9月4日	8月31日
28	株式会社カクヒ口船場 代表取締役社長 松田 隆	請負代金14,800,000円ガールフレンドアウガ店内内装工事に係る工程表	9月4日	8月31日

アウガ問題調査特別委員会 記録提出状況一覧(平成29年9月19日現在)

番号	要求先	件名(記録の名称等)	提出期限	提出日
29	エス・アイ・アール 建築計画事務所 代表 木村 精郎	青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている「見積依頼における仕様書について」の文書のうち、見積依頼における仕様書	9月8日	未提出 (不存在)
30	エス・アイ・アール 建築計画事務所 代表 木村 精郎	青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている「見積依頼における仕様書について」の文書のうち、見積依頼に使用した設計図面	9月8日	9月8日
31	エス・アイ・アール 建築計画事務所 代表 木村 精郎	青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている「見積依頼における仕様書について」の文書のうち、見積依頼に使用した別紙平面図	9月8日	9月8日
32	株式会社森の風工房 代表取締役 藤本 淳	平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「アウガビル1階スイーツコーナー工事」の見積書	9月19日	未提出 (非保有)
33	株式会社森の風工房 代表取締役 藤本 淳	平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「地下1階西通りテナントあおもり食街道」の見積書	9月19日	未提出 (非保有)
34	ムラヤマ建設工業株式会社 代表取締役 村山 公之	平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「1階テナントスイーツコーナー新設工事」の見積書	9月19日	9月13日
35	ムラヤマ建設工業株式会社 代表取締役 村山 公之	平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「地下テナントフードコート新設工事」の見積書	9月19日	9月13日
36	有限会社アクティブワークス 代表取締役 川田 清明	平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業におけるアウガ地下1階「あおもり食街道」イベント・チラシ・CMの見積書	9月19日	9月15日
37	有限会社アクティブワークス 代表取締役 川田 清明	平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業において、放送会社に対してテレビCM放送料として支払いをしたことを示す書類	9月19日	9月15日
38	株式会社ジャパンクリエイティブ 代表取締役 平澤 新一	平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業におけるアウガ地下1階「あおもり食街道」イベント・チラシ・CMの見積書	9月19日	未提出 (不存在)
39	株式会社 東北博報堂青森支社 支社長 細谷 宗生	平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業におけるアウガ地下1階「あおもり食街道」イベント・チラシ・CMの見積書	9月19日	未提出 (不存在)
40	青森市代表監査委員 杉田 浩	平成24年度、平成27年度財政援助団体等監査資料 青森駅前再開発ビル株式会社	9月19日	9月19日